

はんざいひがい かた
犯罪被害にあわれた方へ

はんざいとう ひがい かた
犯罪等の被害にあわれた方や
かぞく かたがた しえん おこな
そのご家族の方々の支援を行っています。
なや そうだん
ひとりで悩まず、ご相談ください。

あづみのしせいさくぶじんけんきょうせいか
安曇野市 政策部 人権共生課
はんざいひがいしゃとうしえんそうごうまどぐち
(犯罪被害者等支援総合窓口)

げつようび きんようび ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん しやくじつ ねんまつねんし のぞ
月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※祝日・年末年始を除く

そうだんでんわ
相談電話 0263-71-2406

E-mail jinken@city.azumino.nagano.jp

あなたにできる被害者支援、 考えてみませんか？

犯罪の被害にあった人は、犯罪によって傷つけられるだけでなく、事件が解決した後もいろいろな問題を抱えることとなります。犯罪の被害にあった人が一日も早く平穏な暮らしを取り戻せるよう、私たちにできることは何でしょうか？

考えてみてください。もしも自分や家族が犯罪の被害にあったら・・・

事件による直接的な被害だけでなく、他にも被害があります。

- 心とからだへの影響
- 経済的にとても困ること
- 捜査（調査）・裁判への対応
- 被害を与えた人からの再被害 など

（病気の影響）
通院や後遺症
自宅に住めない
不安



学校・仕事に行けない
捜査（調査）や裁判
食えることができない
眠れない

「二次的被害」という言葉を知っていますか？

周囲の心ない言葉や行動などにより被害者をさらに傷つけてしまいます。どんな言葉や行動が被害者を傷つけてしまうのでしょうか。

具体的には・・・

- ×相手の気持ちを考えない言葉や態度
- ×関わりたくないという態度
- ×興味だけの話しかけ
- ×悪口やうわさ話 など



注意した方がよい言葉

- ×頑張って
- ×命だけでも助かってよかったね
- ×時間が解決してくれるよ
- ×もう元気になったんだね
- ×そんな服を着てたから など

「自分が被害者の立場だったら」と想像してみよう

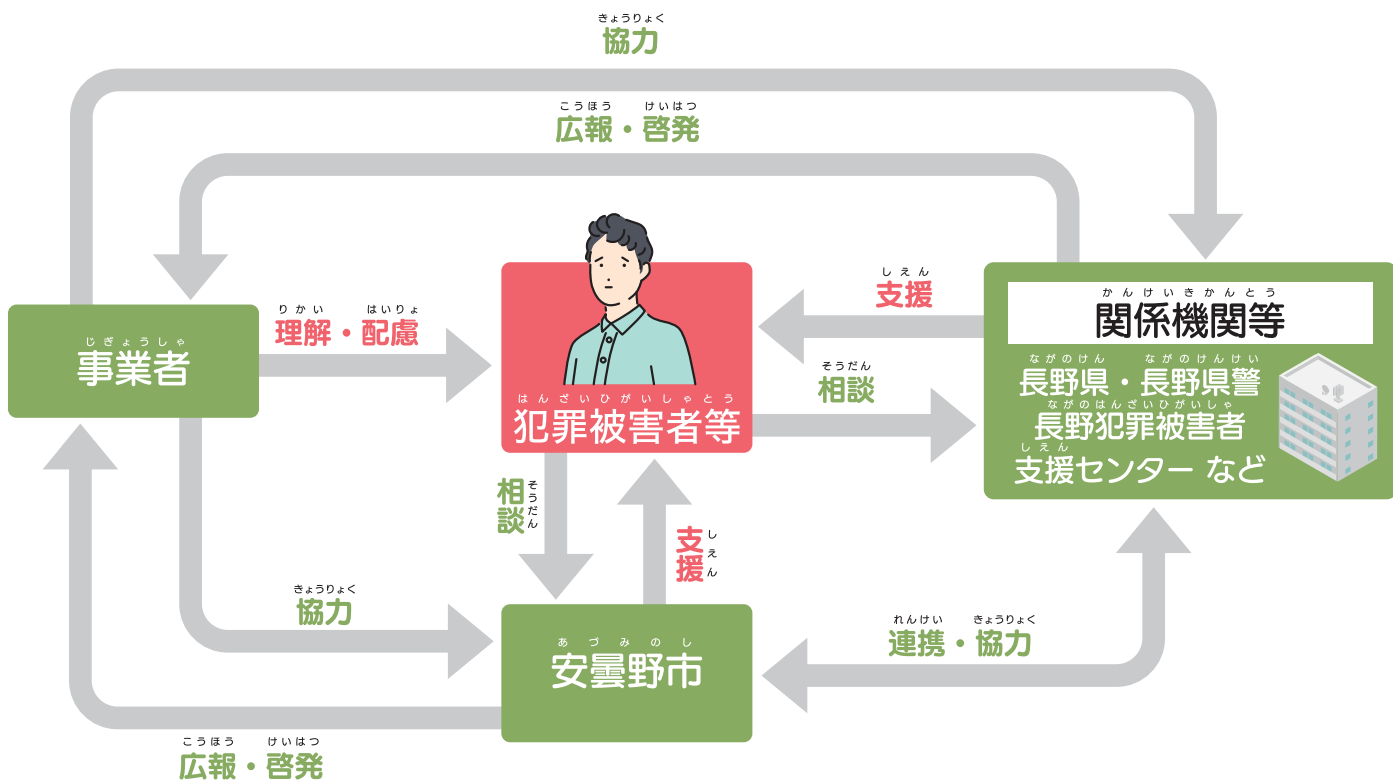
犯罪被害に苦しんでいる人たちに私たちができること

- 被害前と同じように接すること
- 話を聴いて、気持ちに寄り添うこと

被害者を「助ける」という考え方ではなく、相手の気持ちや状況をよく考えて、「寄り添う」という気持ちを持つことが大切です。

犯罪被害者の言葉や行動を否定せず「つらかったね」、「あなたは悪くないよ」など気持ちに寄り添った言葉をかけてください。ただ一緒にいて話を丁寧に聴くだけでも支えになります。

犯罪被害者等支援のしくみ



相談窓口

犯罪被害に関する相談

●安曇野警察署
TEL.0263-72-0110
受付：24時間対応

●警察安全相談（長野県警察）
TEL.026-233-9110 プッシュ回線#9110
受付：土日祝日等を除く 8:30～17:15

犯罪被害者等支援に関する相談

犯罪被害による生活上の困りごとの相談

●長野県犯罪被害者等総合支援窓口（県民文化部人権・男女共同参画課内）
TEL.026-235-7106 受付：土日祝日等を除く 9:00～17:00

電話、面談、付添い支援や同じような被害に遭った被害者との交流支援

●NPO 法人 長野犯罪被害者支援センター
長野 TEL.026-233-7830 中信 TEL.0263-73-0783 受付：土日祝日等を除く 10:00～16:00

性的被害に関する相談

●性犯罪被害ダイヤルサポート（警察）
TEL.0120-037-555 プッシュ回線#8103
受付：24時間対応

●長野県性暴力被害者支援センター
「りんどろハートながの」
TEL.026-235-7123 プッシュ回線#8891
受付：24時間対応

し え ん き ん

じ ょ せ い き ん

あ ん な い

支援金・助成金のご案内

犯罪行為により、生命・身体に危害を受けた方、そのご家族に経済的支援を行います。

支援金の支給や助成金の交付には、要件があります。詳細については右記までお問い合わせください。

安曇野市 政策部 人権共生課
(犯罪被害者等支援総合窓口)
月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
相談電話 0263-71-2406

※祝日・年末年始を除く

支援金

要件に当てはまる市民に支援金を支給します。

遺族支援金 30万円

犯罪行為により亡くなられた方の第1順位遺族である市民に支給します。

支給を受けることができる範囲と順位

①配偶者

※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。

被害者の収入で生活をしていた

②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

上記に該当しない

⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

申請(申し込み)期限

犯罪被害を知った日から1年以内 または 犯罪被害が発生した日から7年以内

重傷病支援金 10万円

犯罪行為により重傷病を負った被害者本人に支給します。

「重傷病」とは

身体被害の場合

療養期間が1か月以上かつ入院3日以上
の負傷

精神疾患の場合

療養期間が1か月以上かつ3日以上労務に服することができない程度の疾病

請求のながれ



助成金

支援金の支給対象者や同居するご家族の生活等に支障が出ている場合に、助成金を交付します。
 ※サービス利用時および助成金申請時において市民であること

●生活サポート費用

上限 **4** 千円 / 時間 (上限 72 時間)

下記援助を事業者に依頼した場合の費用

- 家事援助 (調理、洗濯、清掃、買物等)
- 育児援助 (保育園等の送迎、在宅保育等)
- 介護援助 (食事介助、排泄介助、見守り等)

●配食サービス費用

上限 **1** 人 **1** 千円 / 日 (上限 30 日)

配食サービス事業者に自宅へ食事を配達してもらった場合の費用

●一時保育費用

上限 **1** 人 **3** 千円 / 回 (上限 10 回)

保育施設に就学前の子を預けた場合の一時保育の費用

- 対象者**
- 犯罪行為により重傷病を負った被害者本人
 - 被害者と同居していた遺族または家族

●カウンセリング等費用

上限 **1** 人 **5** 千円 / 回 (上限 10 回)

カウンセリングや精神科等診療を受けた場合の費用

●弁護士相談費用

上限 **5** 千円 / 回 (上限 3 回)

弁護士に相談した場合の費用

●報道対応費用

上限 **23** 万円 / 回 (各 1 回)

報道対応やインターネット上の削除依頼等を弁護士に委託した場合の費用

- 対象者**
- 犯罪行為により重傷病を負った被害者本人

●転居費用・再転居費用

上限 **20** 万円 / 回 (各 1 回)

引越しにかかる運搬費などや新たな住居に入居するために必要な敷金、礼金などの費用

※再転居費用は転居費用の助成を受けた者が安曇野市内に転居する場合に限る。

- 対象者**
- 犯罪行為により重傷病または放火被害にあった被害者本人
 - 被害者と同居していた遺族または家族

申請 (申し込み) 期限

犯罪被害の行為が行われた時から 1 年以内
 (重傷病の場合は、医師の診断があった日から 1 年以内)

※助成の種類により期限が異なる場合があります。

犯罪被害者の相談窓口では、皆さんのお話を聞き、支援制度や専門機関の紹介、アドバイス等を行っています。



お問い合わせ
 ・相談

安曇野市 政策部 人権共生課 (犯罪被害者等支援総合窓口)

〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※祝日・年末年始を除く
 TEL:0263-71-2406 FAX:0263-71-5155 E-mail:jinken@city.azumino.nagano.jp

安曇野市犯罪被害者等支援条例を

制定しました。

[令和5年12月27日施行]

犯罪被害にあわれた方や、そのご家族・ご遺族（犯罪被害者等）を社会全体で支え、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、**「安曇野市犯罪被害者等支援条例」**を制定しました。

理念

- 犯罪被害者等の個人の尊厳を尊重して行うこと
- 犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて適切に行うこと
- 二次被害及び再被害が生ずることがないように十分配慮すること
- 必要な支援が途切れることなく提供されること
- 関係者等相互の連携・協力のもとで支援を行うこと

責務

- 市の責務
- 犯罪被害者等支援に関する施策を実施する

役割

- 市民の役割
- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援への関心と理解を深める
- 二次被害および再被害が生じないように配慮する
- 犯罪被害者等支援に関する施策へ協力する
- 事業者の役割
- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援への関心と理解を深める
- 二次被害および再被害が生じないように配慮する
- 犯罪被害者等支援に関する施策へ協力する
- 犯罪被害者等の就労及び勤務について十分に配慮する

条例に基づく主な支援施策

- 支援体制の整備
- 相談および情報の提供
- 日常生活の支援
- 居住の安定
- 経済的負担の軽減
- 市民等および事業者の理解の増進
- 民間支援団体に対する支援

本条例の詳細は安曇野市のホームページをご覧ください。

